第2回専門委員会における 指摘事項について

再生利用認定制度の情報公開について

再生利用の内容の基準の考え方と認定内容

プリント基板の概要

再生利用認定制度の情報公開について

1 . 再生利用認定制度の認定状況

一般廃棄物、産業廃棄物の再生利用認定状況について、ホームページに掲載している。(随時 更新)

表産業廃棄物再生利用認定の認定状況

	認定番号	認定年月日	認定を受け た者	産業廃棄物の 種類	再生の方法	施設 所在地
1	平成14年 第3号	平成14年10月3日	八戸セメント 株式会社	廃ゴムタイヤ	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	青森県
2	平成14年 第4号	平成14年12月18日	敦賀セメント 株式会社	廃ゴムタイヤ	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメントの原材料として利用する。	福井県
19	平成15年 第18号	平成15年3月31日	新日本製鐵 株式会社八 幡製鐵所	廃プラスチック	廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造。	福岡県
20	平成15年 第19号	平成15年3月31日	新日本製鐵株式会社君津製鐵所	廃プラスチック	廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造。	千葉県
23	平成15年 第22号	平成15年9月8日	三洋アクアテクノ株式会社	シリコン汚泥	シリコン汚泥(半導体製造、太陽電池製造又はシリコンウエハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を用いた処理に伴って生じた汚泥に限る。)を転炉又は電気炉において溶鋼を脱酸するために利用する。	群馬県
24	平成15年 第23号	平成15年11月5日	新日本製鐵株式会社広畑製鐵所	廃ゴムタイヤ 等	廃ゴムタイヤその他の廃ゴム製品(ゴムと鉄を原材料として製造された加工品が廃棄物となったものに限る。)を鉄鋼の製造の用に供する転炉において溶鉄に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用する。	兵庫県

2. 再生利用状况

法第9条の8(法第15条の4の2)第5項において、同条第1項の認定に係る再生利用が、 内容の基準、者の基準及び施設の基準に適合しなくなった場合は認定が取り消されることとなっ ており、認定されるに足りる再生利用が行われていることを確実に把握するため、認定を受けた 者に再生利用状況の報告義務を課している。

この報告をとりまとめ、「産業廃棄物処理施設の設置、産業廃棄物処理業の許可等に関する状況(平成 15 年度実績)等について」として、毎年度ホームページにおいて各再生利用の内容ごとに、当該報告の内容を下表のとおり公開している。

再生利用認定を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間における当該認定に係る廃棄物の再生利用に関し、当該廃棄物の種類ごとに以下の事項を記載した報告書を環境大臣に提出しなければならない。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第6条の12(第12条の12の7において準用する第6条の12))

<報告事項>

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 法第9条の8(法第15条の4の2)第1項の認定の年月日及び認定番号

当該認定に係る施設において再生利用を行った廃棄物の種類及び数量並びに再生により得られた再生品並びに当該再生に伴い生じた廃棄物(再生品を除く。)の種類及び数量

再生品の利用状況

再生に伴い生じた廃棄物(再生品を除く。)の処分方法ごとの処分量

表 産業廃棄物再生利用認定業者再生利用量(平成16年度実績)

再生利用の内容	再生利用量	再生品数量	再生に伴い生じた 廃棄物の数量	認定業者数
シールド工法を用いた掘削工事に伴って生じた汚泥を高規格堤防(スーパー堤防)の築造材として再生利用	(963m ³) 10,880m ³	(963m³) 3,074m³	(0m³) 0m³	(2)
廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント原料として使用	(175,337 t) 182,172 t	(31,821,988 t) 52,852,376 t	(0 t) 0 t	(20) 22
廃プラスチック類からコークス及び炭化水素油を製造	(2,810 t) 3,770 t	(2,500 t) 3,275 t	(136 t) 93 t	(4) 4
廃ゴムタイヤその他の廃ゴム製品(ゴムと鉄を原料として製造された加工品が廃棄物となったものに限る。)を鉄鋼の製造の用に供する転炉において溶銑に再生し、かつ、これを鉄鋼製品の原材料として使用する。		(3,076 t) 6,776 t	(0 t) 0 t	(1) 1
廃肉骨粉(化製場から排出されるものに限る。)に含まれる カルシウムをセメントの原料として使用する。	11384 t	11796231 t	0 t	17
シリコン汚泥(半導体製造、太陽電池製造又はシリコンウエ ハ製造の過程で生じる専らシリコンを含む排水のろ過膜を 用いた処理に伴って生じた汚泥に限る。)を転炉又は電気 炉において溶鋼を脱酸するために利用する。	3 t	0 t	0 t	1

注)括弧は前年度実績を示す。また、小数点以下四捨五入

再生利用の内容の基準の考え方と認定内容

再生利用の内容の基準 (規則第6条の4、第12条の12の4)		内容の基準の考え方	認定内容			
			廃肉骨粉	廃ゴム製品(自動車用タイヤ)	廃ゴム製品	
一号	当該申請に係る再生利用が当該再生利用 に係る廃棄物の再生利用の促進に寄与す るものであること。		生利用する計画であり、廃肉骨粉の		廃ゴム製品(廃ゴムタイヤ及び廃ゴムクローラー)を鋼材として再生利用する計画であり、廃ゴム製品の再生利用の促進に寄与する。	
二号	再生品の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。	等原材料や資材として利用が確実 になされる条件がそろっており、再生	ポルトランドセメント		JIS G3101、3106、3113、3114、 3125、3128、3129、3131、3134、 3135、3136、3141、3302、3303、 3311、3312、3313、3315、3317、 3318、3321、3322、3351、3352 一般構造用圧延鋼材ほか	
三号	受け入れる廃棄物を再生品の原料として使 用すること。		メントの原材料として使用する。		原材料として使用する。	
四号	受け入れる廃棄物を主として燃料として使 用することを目的とするものでないこと。	を除き、燃料として用いる再生利用 は対象としないこととしたもの。	廃肉骨粉に含まれるカルシウムをセ メントの原材料として使用することが 目的である。	廃ゴムタイヤに含まれる鉄をセメント の原材料として使用する。	廃ゴム製品に含まれる鉄を鋼材の 原材料として使用する。	
五号	燃料として使用される再生品(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第1条に規定する製品であって環境大臣が定めるものを除く。)を得るためのものでないこと。	「燃料として使用される再生品」とは、ごみ固形燃料(RDF)等をいう。	セメントを得るためのものである。	セメントを得るためのものである。	鋼材を得るためのものである。	
六号	通常の使用に伴って生活環境の保全上支障を生ずるおそれがない再生品を得るためのものであること。	活環境保全上支障がない再生品で	ントであり、再生品の通常の使用に より、生活環境の保全上支障が生ず	ントであり、再生品の通常の使用に より、生活環境の保全状支障が生ず	JIS規格に適合した鋼材を得るため のものであり、再生品(鋼材)の通常 の使用により、生活環境の保全上支 障が生じるおそれはない。	
	受け入れる廃棄物の全部又は大部分を再 生利用の用に供する施設に投入すること。		器ごと、全量セメント焼成炉に投入 する。	廃ゴムタイヤ(自動車用タイヤ)全量をセメント焼成炉に投入する。		
	再生に伴い廃棄物をほとんど生じないものであること。		l 1.	ll.	再生利用に伴う廃棄物の発生はない。	
九号	当該再生に伴い排ガスを生ずる場合には、 排ガス中のダイオキシン類濃度が1m3当たり0.1ナノグラム以下となるものであること。		測定結果から0.1ng/m3以下であるこ とを確認	測定結果から0.1ng/m3以下であることを確認	測定結果から0.1ng/m3以下であることを確認	

再生利用の内容の基準 (規則第6条の4、第12条の12の4)		認定内容				
		廃プラスチック	建設汚泥	シリコン含有汚泥	廃木材	
	るものであること。	化水素油を製造するものであり、廃 プラスチック類の再生利用の促進に 寄与すると判断できる。	再生利用が促進されると判断できる	ン添加剤を製造するものであり、シリコン含有汚泥の再生利用の促進に 寄与すると判断できる。	利用の促進に寄与すると判断できる。	
二号	再生品の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。	品(コークス及び炭化水素油)の利用が見込まれる。	条件(再生品の数量、性状)が明確にされており、これに適合していることを示す試験結果が添付されている。性状項目:土質分類、コーン指数、粒径、含有する有害物質、ダイオキシンの検出、浸出水のpH	の利用が見込まれる。 製鋼用脱酸素剤の規格 Si:90%以上	業規格に適合しており、性能・価格も現状の鉄鋼製品と比較して同様であり、利用(販売)は確実に見込まれる。 JIS G3131、3452、3457、3454、3444、3101、3103、3106、3136、3141、3302、3317、3461 JIS A5528、5523 (熱間圧延軟鋼板及び鋼帯等)	
	受け入れる廃棄物を再生品の原料として使 用すること。	化水素油を製造する。	防の築造材として使用する。	ン添加剤を製造する。	廃木材に含まれる炭素分を鉄鋼製 品の原材料として使用する。	
四号		廃プラスチック類からコークス及び炭 化水素油を製造することが目的である。(コークス20%、炭化水素油4 0%)	防の築造材として使用する。	ン添加剤を製造することが目的である。	的である。	
五号	燃料として使用される再生品(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第1条に規定する製品であって環境大臣が定めるものを除く。)を得るためのものでないこと。	コークス及び炭化水素油を得るため のものである。(コークス20%、炭化 水素油40%)		製鉄用シリコン添加剤を得るための ものである。	鉄鋼製品を得るためのものである。	
六号	通常の使用に伴って生活環境の保全上支障を生ずるおそれがない再生品を得るためのものであること。	に利用されるため、生活環境の保全	定方法における検出値以下であり、 再生品の通常の使用により生活環	再生利用を行う産業廃棄物は無害であり、再生品の通常の使用により、生活環境の保全上支障が生ずるおそれはない。	JIS規格に適合した鉄鋼製品であり、 再生品(鉄鋼製品)の通常の使用に より、生活環境の保全上支障が生ず るおそれはない。	
七号	受け入れる廃棄物の全部又は大部分を再生利用の用に供する施設に投入すること。	廃プラスチック類の全量が投入され る。	利用する。	シリコン含有汚泥の全量を投入す る。	受け入れる一般廃棄物の全量を再 生利用の用に供する施設に投入す る。	
八号	再生に伴い廃棄物をほとんど生じないものであること。	事前処理(粒状化処理)過程において磁力選別物(鉄)0.5% 機械選別残 で磁力選別物(鉄)0.5% 機械選別残 渣(プラスチック、鉄以外の不燃物)6.5% が発生する。		再生利用に伴う廃棄物の発生はない。 い。	再生利用に伴う廃棄物の発生はない	
九号	当該再生に伴い排ガスを生ずる場合には、 排ガス中のダイオキシン類濃度が1m3当たり0.1ナノグラム以下となるものであること。		排ガスは発生しない	排ガスは発生しない	転炉から排ガスは発生しない	